

健康管理

健康増進センターと保健室

世田谷キャンパスには16号館1階に健康増進センターがあり、厚木キャンパスには本部棟1階に保健室があります。キャンパス内でのケガや急病などの場合に応急手当や、医療機関の紹介を行っています。

皆さんが健康でより充実した学生生活の支援のために、学校医や看護師、カウンセラーが、相談に応じています。不調や心配ごとはひとりで抱えず気軽に立ち寄ってください。

定期健康診断

定期健康診断は、疾病の早期発見と治療により、安心して勉学やクラブ活動に専念できるように、学校保健安全法の定めにより必ず受けなければなりません。

診断の結果、異常がある場合は再検査を行い、状態によっては医療機関の紹介や、保健指導を行います。

やむを得ない理由により、この健康診断を受けることができなかった場合は、㊸健康増進センター・㊹保健室に相談に来てください。

健康診断証明書

就職活動、実習、進学、奨学金申請などで健康診断結果の証明が必要な場合は自動発行機で発行可能です。

なお、定期健康診断を受けていない学生や再検査が終了していない学生は発行できません。

正課授業中、学校行事中、課外活動中、通学中の事故等で自分又は他人がケガ等をしたら

本学では、学生の万が一の事故に備え、次の制度で補償しています。

病気は対象となりません。事故発生時は速やかに担当教員と㊸健康増進センター・㊹保健室に報告してください。事故発生から30日以内に報告がない場合、対応できないこともありますので、注意してください。

1. 学生教育研究災害傷害保険（略称：「学研災」）＜通学特約＞ [保険料大学全額負担]

【保険の対象となる事故の範囲】

- (1) 正課授業中に指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故
- (2) 入学式、オリエンテーション等の教育活動の一環としての各種学校行事参加中の傷害事故
- (3) 上記以外で学校施設内にいる間の傷害事故（大学が禁じた行為を行っている間は除く）
- (4) 課外活動中の傷害事故（大学で認めた団体での活動中）
- (5) 通学往復中の傷害事故（合理的な経路及び方法）
- (6) 学校施設等相互間の移動中（課外活動の目的場所への移動を含む）

【医療保険金の適応条件】

治療日数（入院及び実通院日数）が次の条件に該当する場合に支払われます。

- ・ 正課中、学校行事中…………… 1 日以上
- ・ 上記以外で学校施設内にいる間の傷害事故…………… 4 日以上
- ・ 課外活動中…………… 1 4 日以上
- ・ 通学中、学校施設等相互間の移動中…………… 4 日以上

2. 学研災付帯賠償責任保険（略称：「学研賠」） [保険料大学全額負担]

【保険の対象となる事故範囲の例】

- (1) 正課授業中に誤って他人に傷害を負わせてしまった場合
- (2) 収穫祭で食品を提供し、客が食中毒になった場合
- (3) インターンシップ活動中に誤って施設、機器を破損してしまった場合
- (4) 通学中に誤って他人に傷害を負わせてしまった場合

※注意：クラブ活動場所への往復間は対象となりますが、実際に行っている活動中内の事故は補償の対象となりません。

3. スポーツ共済 [大学が掛金の5割～9割を助成]

農友会各部，全学応援団，大学公認の同好会に所属する学生に加入の義務があります。

【対象となる事故の範囲】

団体の活動中及びその往復時の傷害事故

【共済金の適応条件】

治療日数（入院及び実通院日数）…1日～13日

治療日数14日以上は学研災を併用して適用

○補償適応条件に当てはまる制度ごとに手続き，相談窓口が次のとおり異なります。

	世田谷	厚木
1. 学生教育研究災害傷害保険	学生課	学生教務課
2. 学研災付帯賠償責任保険	学生課	学生教務課
3. スポーツ共済	校友会（グリーンアカデミー2階）	学生教務課

一人暮らしと学生生活の準備

●健康保険証

思わぬ病気やケガに備えて健康保険証を携帯しましょう。親元を離れて一人暮らしを始める学生で，個人専用でない場合には，遠隔地被保険者証の交付を受けてください。自動発行機で在学証明書を発行し，家族が加入する保険機関に提出すると交付されます。

●体温計・常備薬の用意

急な体調不良などに備え，体温計・解熱鎮痛剤・総合感冒薬・胃腸薬・救急絆創膏・使い捨てマスク・冷却シート・爪切りなど常備しましょう。健康増進センター，保健室では，基本的に薬を渡すことはできません。例外的に学校医在室時に必要に応じて薬を処方します。しかし，学校医が不在のこともありますので，必要な薬は常に携帯しておきましょう。友人間での薬の授受は副作用の危険があるためやめましょう。

●持病がある学生は今後の方針を決めましょう

一人暮らしを始める学生は，今までどおり地元で治療を続けるか，大学近隣の医療機関に移るかを主治医と相談して決めましょう。医療機関を移る場合は，主治医に希望を伝えた上で「診療情報提供書（紹介状）」を書いていただくと良いでしょう。地元で治療を続ける学生は，大学近隣にもかかりつけ医を持ち，不調時に備えましょう。治療上，学内で自己注射等を行う学生は，㊤健康増進センター・㊤保健室を利用してください。また，身体の病気だけでなく，心の不調や発達障がいについても相談してください。

医師より大学生活において生活制限が必要と指示されている場合には，病状や生活制限の内容を記した医師からの「診断書」を㊤健康増進センター・㊤保健室に提出してください。

障がいのある学生へ

身体障がい，発達障がい，精神障がい，その他の心身の機能の障がいや慢性的な内部疾患などの理由により，修学や学生生活を送る上で支障を感じたり，困っていること，相談したいことがありましたら申し出てください。障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳などを交付されている学生は㊤健康増進センター・㊤保健室に報告してください。また障害者手帳の有無にかかわらず障がいや病気により支援が必要な学生も，相談してください。

学生相談室

世田谷キャンパスの健康増進センターには学生相談室があり，厚木キャンパスには本部棟1階に学生相談室があります。

これから始まる学生生活の中では，さまざまな問題や悩みに直面することがあると思います。例えば，●学校が面
白くない ●夜眠れない ●勉強が思うようにならない ●クラブをやめたい ●先輩との人間関係で悩んでいる
●最近どうも気持ちが落ち込んで…… ●なんとなくモヤモヤする ●自分の将来や生き方について考えたい etc
修学上の諸問題をはじめ，対人関係，課外活動，心理的な悩み，経済的なこと，職業の選択，卒業後の進路，健康

上の問題、発達障がい、デートDV（恋人同士の間での暴力）等々について、カウンセラーがあなたと共に考え、手助けします。こんなことで相談してもよいのだろうか…と思わずに、早めに対応することが大切です。気軽に話しに来てください。個人のプライバシーは守ります。

学生に関して心配や不安なことがある保護者の方もご利用ください。電話による相談やお問い合わせにも応じています。

世田谷キャンパス 健康増進センター 電話03-5477-2231 厚木キャンパス 学生相談室 電話046-270-6674

ハラスメント防止について

本学ではセクシュアル・ハラスメントに代表されるハラスメント防止に取り組んでいます。それぞれのキャンパスに相談員を配置していますので被害を受けた場合は遠慮なく申し出てください。

ハラスメントは次のように分けることができます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ア 学生又は教職員が意図すると否にかかわらず、性差別的又は性的な言動によって、相手を不快にさせる行為
- イ 学生又は教職員が利益若しくは不利益を与えることを利用して、又は利益を与えることを代償として、相手に性的な誘い又は要求をする行為

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、教員又はこれに準ずるものが、その地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しく指導したり又指導を放棄することにより、相手方の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害する言動又は行為

(3) パワー・ハラスメント

職場において、教職員又はこれに準ずるものが、その地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しく指導したり又指導を放棄することにより、相手方の就労意欲や就労環境を害する言動又は行為

セクシュアル・ハラスメントの具体例は、次のようなものです。

- ①個人的な性体験を聞く ②異性にカラオケのデュエットを強要する ③身体に触れたり抱きついたりする
- ④異性のいるところで卑猥な話をする等が、あげられます。（男性から女性への言動とは限りません。同性からの発言も含まれます。）

- 加害者にならないためには** 個人によって感じ方が異なるため、判断が難しい場合もありますが、自分の恋人、家族（親・兄弟・姉妹）が対象になった場合、不快に感じられるような言動はしないことが大切です。
- 被害を受けたら** 一人で悩まず、すぐ相談員に相談してください。個人のプライバシーは守ります。被害にあった状況は、できるだけ詳しく記録しておくことで客観的に判断できたり、事態解決に役立ちます。ただし、故意に虚偽の言動をとったことが判明した場合は、学則に基づき処分の対象となります。
- それぞれのキャンパスごとに複数の相談員を置いています。**相談員の氏名、学内連絡先は毎学年度初めに公表します。世田谷キャンパスは学生課や健康増進センター、厚木キャンパスは学生教務課で確認してください。（資料編の「学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程」を参照）

大学に連絡が必要な感染症について

大学は、集団生活の場であり感染症などが流行しやすい環境です。学校保健安全法で定められた感染症があり、これらの感染症と診断された学生は速やかに大学に連絡し、医師の許可がおりるまで、または出席停止期間が経過するまで自宅療養をしてください（出席停止）。

	対象疾病	出席停止の期間
第1種	まれだが重大な感染症	
	エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS [サーズ]）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	学校において流行を広げる可能性が高い感染症	
	・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日間を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	・水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・結核	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	学校において流行を広げる可能性がある感染症	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 ・ウイルス性肝炎 ・マイコプラズマ感染症 ・感染性胃腸炎（ウイルス性・細菌性）	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

大学への連絡方法

連絡先	世田谷キャンパス	健康増進センター 電話 03-5477-2231 (平日8:30~18:30, 授業・追試験日以外 平日8:30~17:00)
	厚木キャンパス	保健室 (保健室不在時)学生教務課 ①電話 046-270-6622 (平日8:30~17:00) ②電話 046-270-6225 (平日8:30~17:00)

*連絡内容 ○学科・学年・学籍番号・氏名 ○感染症の診断名・医師の診断日 ○欠席期間

これらの感染症がなったら

病院の医師により登校の許可がおりたら、証明となるもの（登校許可書または治癒証明書・診断書のいずれか1つ）

※と学生証を持って㊦健康増進センター、㊧保健室に来てください。欠席の取り扱いについて説明をします。

当該期間における授業（試験）の欠席については、試験等の受験資格認定の際に配慮します。

※インフルエンザに関しては、診断されたとわかる検査結果・薬の説明書・領収書等と自宅療養中の毎日の体温の記録を持参することで証明となり、医師の証明書は不要です。

予防接種について

本学では感染症予防対策のため、4月の健康診断時に、学校で流行しやすい以下の感染症について既往歴、予防接種歴の調査をします。また、農業実習に伴い、破傷風の予防接種歴についても調査します。

母子手帳等を元に家族の方に確認してください。

疾病名	既往の有無	予防接種歴
麻疹（はしか）	有 or 無	2回の接種 有 or 無
風疹（三日ばしか）	有 or 無	
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	有 or 無	5年以内の接種 有 or 無
水痘（水疱瘡）	有 or 無	5年以内の接種 有 or 無
破傷風	-	5年以内の接種 有 or 無

次に該当する学生は医療機関と相談の上、予防接種を受ける事をお勧めします。母子手帳の記録があると確実です。

○麻疹・風疹…過去にかかった事がなく、MR（麻疹・風疹混合）ワクチンの予防接種（2回）を受けていない場合。

○破傷風…破傷風が含まれる3種混合ワクチンと2種混合ワクチンを受けている22歳未満の学生の追加接種は不要ですが、農業実習などのある以下の学部では十分な免疫を得るために追加接種（1回のみ）をお勧めします。追加接種については、入学後も相談のうえ受けることが可能です。

農学部／地域環境科学部／国際食料情報学部

※水痘・流行性耳下腺炎に関してもかかったことのない学生は、医療機関と相談の上、予防接種を受ける事をお勧めします。

医療機関の紹介等も行っています。

海外派遣・受入学生弔慰見舞金

本学では、海外派遣学生プログラムの参加学生および海外協定校から受入れた学生に対して、派遣・受入れの期間に発生した傷害または疾病により死亡または後遺障害が生じたときは、学生の保護者に弔慰見舞金を贈る制度があります。詳しくは国際協力センター（厚木キャンパスは学生教務課）に問い合わせてください（資料編の「海外派遣・受入学生弔慰見舞金要領」を参照）。